

「清里の森」別荘オーナーの皆様へ

◎「清里の森」自然保護協定につきましてご案内いたします。

「清里の森」を快適にご利用いただくため、オーナーの皆様と県との間で「自然保護協定」を締結しております。内容等につきましては、以下のファイルで再度ご確認くださいとともに、遵守されますよう、何卒お願い申し上げます。

・ [自然保護協定の概要](#)

◎各種手続きに関する書式等でお問い合わせの多いものにつきましてご案内いたします。

- ・ [住所・電話番号に変更があった場合。](#)
- ・ [「清里の森」の別荘用地を自動車の保管場所になさる場合](#)
- ・ [別荘建物の増改築・新築をお考えの場合](#)
- ・ [別荘を第三者にお譲りになれる場合](#)

◎その他県からオーナーの皆様へのお知らせです。

・「清里の森」内の平成23年度の修繕工事等を次のとおり予定しております。

①「清里の森」外周道路の一部を改修【施工済み】

②管理センター玄関バリアフリー改修工事

※工事期間中は皆様には大変ご迷惑をお掛け致しますが、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

◎ 自然保護協定につきましては、「清里の森」を快適にご利用頂くため、例えば、

- ・ 建物の高さ（13メートル以下、2階建て以下）、色などの制限
- ・ 道路境界から5メートル、隣地境界から3メートルは自然のまま残す。
- ・ 浄化槽の処理能力の基準設定、保守管理契約のお願い

などがございます。

皆様のお手元がございます、協定書を今一度お読みくださり、協定項目の遵守のほど、よろしくお願い申し上げます。

・ [「清里の森」自然保護協定書の概要](#)

◎ [住所等変更届](#)に必要な事項をご記入いただき、提出してください。

なお、住所変更につきましては、必ず住所が証明できる公的書類（免許証、住民票）を添付してください。（コピー可）

◎ [自動車保管場所使用承諾証明書の交付依頼書等](#)に必要な事項をご記入いただき、提出してください。

◎ 新增改築につきましては、清里地区が北杜市景観条例に基づく[景観形成地域](#)であることなどから、様々な制限がございます。

手続きにつきましては、以下のファイルを必ずお読みになり、適切な施工をお願いします。

- 参考 [自然保護協定のうち特に注意していただきたい点](#)
[増改築工事に当たっての流れ](#)
[建築物は工作物などの届出制度のあらまし](#)

また、次の期間につきましては別荘地内の建築工事につきまして、原則的に工事休止をお願いします、皆様に守っていただいておりますので引き続きご協力のほどお願い申し上げます。

○建築工事を休止していただきたい日

- ・ 7月1日から8月31日までの期間
- ・ 5月1日から10月31日の間の土・日曜日並びに祝祭日
- ・ ゴールデンウィーク期間中

○建築工事を休止していただきたい時間帯

- ・ 午後7時から翌朝の午前7時までの間

◎ 別荘をお譲りになる場合の手続きにつきましては、以下のファイルをご覧ください。

- ・ [権利譲渡のながれ（リーフレット）](#)

◎お問い合わせ、連絡先

〒407-0024

山梨県韮崎市本町 4-2-4

山梨県森林環境部中北林務環境事務所

県有林課 管理・森林利用担当

TEL0551-23-3091